

議案第61号

宝塚市市税条例及び宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 本市の市税収入への影響に関する試算について

1 個人市民税

*平成29年度課税をベースにして試算した概算額

(1) 個人市民税の非課税範囲の拡大による影響額

① 障害者、未成年者、寡婦及び寡夫の非課税要件を125万円以下から135万円以下までへ上げたことによる影響額

- ・対象人数は283人
- ・非課税の範囲拡大による影響額は4,374,000円の減額

(内訳)

非課税者の区分	対象人数	影響額
障害者	132人	1,838,100円の減額
未成年者	21人	928,800円の減額
寡婦及び寡夫	130人	1,607,100円の減額

② 非課税基準の10万円引上げによる影響額

- ・対象人数は3,828人
- ・非課税となる市民税の影響額は16,361,100円の減額

(内訳)

扶養人数の区分	対象人数	影響額
扶養人数0人	3,038人	13,596,100円の減額
扶養人数1人	573人	2,005,500円の減額
扶養人数2人	158人	553,000円の減額
扶養人数3人	46人	161,000円の減額
扶養人数4人	11人	38,500円の減額
扶養人数5人	2人	7,000円の減額
扶養人数6人以上	対象者なし	—

(2) 基礎控除の見直しによる影響額

- ・対象人数は984人
- ・基礎控除見直しによる影響額は18,306,600円の増額

(内訳)

合計所得金額の区分	対象人数	影響額
合計所得金額 2,400万円超 ～2,450万円以下	49人	117,600円の増額 (2,400円×49人)
合計所得金額 2,450万円超 ～2,500万円以下	36人	388,800円の増額 (10,800円×36人)
合計所得金額 2,500万円超	899人	17,800,200円の増額 (19,800円×899人)
合 計	984人	18,306,600円

(参考)

合計所得金額区分	一人あたりの影響額	基礎控除額
合計所得金額 2,400万円超 ～2,450万円以下	2,400円の増額	29万円
合計所得金額 2,450万円超 ～2,500万円以下	10,800円の増額	15万円
合計所得金額 2,500万円超	19,800円の増額	適用なし

2 市たばこ税

(1) 紙巻きたばこ税の見直しによる影響額 (概算)

- ・国及び地方のたばこ税の税率を1本あたり3円引き上げる。
- ・平成30年10月1日より1本あたり1円ずつ3段階に分けて実施する。

*旧課税方式：440円のたばこ1箱(20本入り)で105円が市たばこ税です。

① 紙巻きたばこの税の増額分の負担割合

たばこ税増額分 1 本 あたり	国税		地方税	
	たばこ税	たばこ特別税	県たばこ税	市たばこ税
	43.5%	6.5%	7.0%	43.0%
1 円	0.435 円	0.065 円	0.07 円	0.43 円
H30.10.1～H32.9.30	0.5 円		0.5 円	
2 円	0.87 円	0.13 円	0.14 円	0.86 円
H32.10.1～H33.9.30	1 円		1 円	
3 円	1.305 円	0.195 円	0.21 円	1.29 円
H33.10.1 以降	1.5 円		1.5 円	

② 年度別の増額分の影響額

年 度	増税による影響額	備 考
H30 年度	H30 年 10 月以降の 5 ヶ月分 <u>26,594 千円</u>	$161,518,945 \text{ 本} \div 12 \text{ ヶ月分} \times 5 \text{ ヶ月分} \times 0.43 \text{ 円} \times 0.919 = 26,594,767 \text{ 円}$
H31 年度	H31 年度 4 月以降の 12 ヶ月分 <u>63,827 千円</u>	$161,518,945 \text{ 本} \times 0.43 \text{ 円} \times 0.919 = 63,827,441 \text{ 円}$
H32 年度	① H32 年 4 月から 10 月までの 7 ヶ月分 37,232 千円 ② H32 年 11 月から翌 3 月までの 5 ヶ月分 53,189 千円 計 <u>90,421 千円</u> (①+②)	① $161,518,945 \text{ 本} \div 12 \text{ ヶ月分} \times 7 \text{ ヶ月分} \times 0.43 \text{ 円} \times 0.919 = 37,232,674 \text{ 円}$ ② $161,518,945 \text{ 本} \div 12 \text{ ヶ月分} \times 5 \text{ ヶ月分} \times 0.86 \text{ 円} \times 0.919 = 53,189,534 \text{ 円}$
H33 年度	① H33 年 4 月から 10 月までの 7 ヶ月分 74,465 千円 ② H33 年 11 月から翌 3 月までの 5 ヶ月分 79,784 千円 計 <u>154,549 千円</u> (①+②)	① $161,518,945 \text{ 本} \div 12 \text{ ヶ月分} \times 7 \text{ ヶ月分} \times 0.86 \text{ 円} \times 0.919 = 74,465,348 \text{ 円}$ ② $161,518,945 \text{ 本} \div 12 \text{ ヶ月分} \times 5 \text{ ヶ月分} \times 1.29 \text{ 円} \times 0.919 = 79,784,301 \text{ 円}$
H34 年度	H34 年度 4 月以降の 12 ヶ月分 <u>63,827 千円</u>	$161,518,945 \text{ 本} \times 1.29 \text{ 円} \times 0.919 = 191,482,324 \text{ 円}$

*増減率 0.919 (H29 年度/H28 年度の対比)

*年間たばこ本数 161,518,945 本 (H29 年度実績)

H30 年度～34 年度までの 5 年間で 399,218 千円増額